

給水装置工事に伴う断水及び洗管作業の費用徴収要綱
(高松ブロック統括センター)

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置工事に伴う断水及び洗管作業（以下「作業」という。）における香川県広域水道企業団職員（以下「職員」という。）のバルブ操作等に係る作業費用及び洗管に伴う放流水費（以下「作業費用」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(作業の対象範囲)

第2条 作業の対象範囲は、次のとおりとする。

- (1) 断水の対象範囲は、給水装置工事に係るものでバルブ操作を必要とするもの。
- (2) 洗管作業の対象範囲は、給水装置工事に伴う断水範囲内及び水質検査が必要となる布設給水管の管内容量が0.2 m³以上のもの。
- (3) 前号に掲げるもののほか、香川県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が必要と認める作業。

(作業の申込み)

第3条 作業を依頼する者（以下「業者」という。）は、当該作業の施工日の5日前までに、断水作業申込書（様式第18号）又は水質検査申込書（様式第19号）を香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(作業の通知)

第4条 所長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、速やかに、その結果を、当該申込みをした業者に通知するものとする。

(作業の方法)

第5条 作業の方法は、次のとおりとする。

(1) 断水

ア 断水に伴うバルブ操作は、職員が行うものとする。

イ 業者は、断水を行う場合、工事施行日の前日までに、施工業者名、断水日時、断水場所等を記載した広報紙を配布し、付近住民に周知しなければならない。

(2) 水質検査に伴う洗管作業

ア 業者は、洗管作業を行う場合、職員の立会いを求める。

ただし、企業長が立会いを要しないと認める場合は、この限りではない。

イ 業者は、午前9時から午後4時30分までの間に洗管作業を行わなければならない。ただし、企業長が必要と認める場合は、この限りではない。

ウ 業者は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日には洗管作業を行うことができない。ただし、企業長が必要と認める場合は、この限りではない。

(作業費用の算定)

第6条 当該作業に係る費用は、水道施設の破損、移設等に伴う費用徴収に関する取扱要綱（令和3年4月1日施行）に基づき算定するものとする。

(作業費用の請求)

第7条 企業長は、作業完了後、前条の規定により算定した金額を当該業者に請求するものとする。

(作業費用の納入)

第8条 当該業者は、企業長から前条の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に作業費用を納入通知書兼領収書により納入しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

香川県広域水道企業団
高松ブロック統括センター所長 殿

指定給水装置工事事業者 指定番号 号
住 所
氏 名 ⑤
電話番号
担 当 者

断水作業申込書

年度受付番号第 号の給水装置工事において、断水作業を実施したいので申し
込みます。

	記	番地
1 施工場所	市・郡 町 丁目	番 号
2 施工日時	年 月 日	
	時 分～ 時 分	
3 口径・延長	口径 mm L = m	
4 立会希望日時	年 月 日 時 分	
5 位置図	別添のとおり	

年 月 日

様

香川県広域水道企業団
高松ブロック統括センター所長

上記の断水作業の申込みを受理し、下記のとおり立会します。断水に伴う作業については、次の指示事項を守って実施してください。

立会日時 年 月 日 () 時 分

指示事項

- 断水に伴うバルブは、職員が操作するものとする。
- 断水を行うときは、施工日の前日までに指定給水装置工事事業者名、断水日時、断水場所等を記載した広報紙を付近住民に配布するなどにより、周知すること。
- その他

年 月 日

香川県広域水道企業団
高松ブロック統括センター所長殿

指定給水装置工事事業者 指定番号 号
住 所
氏 名 ④
電話番号
担 当 者

水質検査申込書

年度受付番号第 号の給水装置工事施行許可書における立会検査事項により、
水質検査を受けたいので、次の通り申し込みます。

	記	番地
1 施工場所	市・郡 町 丁目	番 号
2 口径・延長	口径 mm L = m	
3 洗管開始日時	年 月 日 時 分	
4 位置図	別添のとおり	

年 月 日

様

香川県広域水道企業団
高松ブロック統括センター所長

上記の申込みを受理し、下記のとおり水質検査を実施します。検査に伴う洗管作業については、
次の指示事項を守って実施してください。

採水日時 年 月 日 () 時頃

指示事項

- 1 洗管作業を行うときは職員立会いの上で行うこと。
- 2 洗管水量については、指示どおりに行うこと。
- 3 洗管作業の時間は、午前9時から午後4時30分までの間とする。
- 4 土・日・祝祭日・年末年始の洗管作業は認めない。
- 5 細菌類検査（24時間）合格後、合格の通知を行う。合格の通知があるまで、洗管作業を実施すること。なお、不合格の場合は、不合格が判明した時点で通知するので、引き続き洗管作業を実施し、再検査のための採水日時について指示を受けること。
- 6 その他